

東かがわ市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東かがわ市人権擁護の推進に関する条例（平成29年東かがわ市条例第19号）の目的に基づき、「性の多様性を認め合う誰もが住みやすいまち、東かがわ市」をめざすためパートナーシップの宣誓の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が戸籍上の性別と一致しない者をいう。
- (2) パートナーシップ 戸籍上の性別にとらわれずお互いを人生のパートナーとして、協力し合い、支え合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士が市長に対し、双方が互いのパートナーである旨を誓うことをいう。
- (4) 申告 本市の区域内への転入前に、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（令和6年4月1日施行。以下「規約」という。）第4条に定める構成自治体（以下「連携自治体」という。）において、第7条第1項に規定する証明書及び証明カードに類する書類（以下「証明書等類似書類」）の交付を受けた二人が、当該事実及びパートナーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。
- (5) 近親者 直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係をいう。

(宣誓又は申告対象者の要件)

第3条 宣誓又は申告をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に定める成年に達していること。
- (2) 双方が本市に住所を有していること。ただし、次に掲げる場合を含む。
 - ア 一方が本市に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に本市への転入を予定している場合
 - イ 双方が3か月以内に本市への転入を予定している場合
- (3) 双方に配偶者がいないこと、及び当事者以外の者とパートナーシップの関係（他自治体のパートナーシップ制度を含む。）にないこと。
- (4) 双方の関係が近親者でないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し（本市へ転入を予定している場合にあつては、宣誓日から3か月以内のもの）
- (2) 本市へ転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類
- (3) 独身証明書その他これに類する書類（日本の国籍を有しない者にあつては、婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書面に日本語訳を添えたもの）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、両者立ち会いのもと他の者に代筆させることができる。

(本人確認)

第5条 市長は、前条の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 運転免許証

- (3) 旅券
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(通称名の使用)

第6条 宣誓又は申告をしようとする者は、性的違和感等を理由として通称名（戸籍に記載された氏名に代えて、当該氏名以外の呼称で当該氏名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。）を使用している場合、市長が特に認める場合はパートナーシップ宣誓証明書（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓証明カード（様式第3号）（以下「証明書等」という。）について当該通称名を使用することができる。

- 2 前項の規定により通称名の使用を希望する者は、日常生活において当該通称名を使用していることを確認することのできる書類を第4条第1項の宣誓を行うときに提示しなければならない。

(証明書等の交付)

第7条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条の要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ登録簿（様式第4号）への登録を行うとともに、証明書等に宣誓書の写しを添付し、宣誓者に交付するものとする。

- 2 宣誓者が前条の規定により通称名を使用したときは、当該通称名と戸籍に記載されている氏名

(外国人の場合にあつては、これに準じるもの)を証明書等に記載するものとする。

(証明書等の再交付)

第8条 証明書等を紛失、毀損若しくは汚損又は改姓若しくは改名をしたときは、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）により再交付の申請をすることができる。

- 2 前項の再交付申請書を提出する者は、第5条に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、証明書等を再交付するものとする。
- 4 再交付しようとする者の一方又は双方が再交付申請書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、両者立ち会いのもと他の者に代筆させることができる。

(証明書等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書返還届（様式第6号）に証明書等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。ただし、一方からの申し出によりパートナーシップを解消したい場合は、返還届を提出した旨を自ら一方に通知しなければならない。
- (2) 一方が死亡したとき。
- (3) 一方又は双方が市外に転出したとき（第2条第4号に定める連携自治体へ転出した場合を除く。）。ただし、一方が、転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により一時的に東かがわ市から他市区町村へ住所を異動する場合は関係書類の提出を要するが、市長が認める場合はこの限りでない。
- (4) 第3条第3号に該当しなくなったとき。
- (5) 次条の規定により証明書等を無効とされたとき。

(パートナーシップの無効)

第10条 宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書等（再交付証明書を含む。以下同じ。）の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた証明書等を不正に使用したことが判明したときは、当該証明書等を無効とする。

(他の自治体との連携を図る場合の取扱い)

第11条 連携自治体において宣誓に係る証明書の交付を受けている者が、本市に住所を異動後も引き続きパートナーシップの関係を継続するときは、規約第3条第2項の規定に基づき、証明書等の交付を受けることができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、所定の事項を自書したパートナーシップ宣誓継続申告書（様式第7号）（以下「申告書」という。）の正本1通に、次に掲げる書類を添付して、来庁により提出するものとする。

(1) 転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ宣誓に係る証明書等類似書類

(2) 住民票の写し

3 継続申告者から前項の規定による書類の提出があった場合、遅滞なく転出地である連携自治体に通知する。

4 前項の規定による手続きについては、継続申告者の同意を得られた場合にしか行うことができない。

5 継続申告者の一方又は双方が申告書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、両者立ち会いのもと他の者に代筆させることができる。

6 継続申告者には、申告書を提出する時に、その双方が本人であることを明らかにするため、第5条に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

7 宣誓者及び継続申告者が連携自治体へ転出し、連携自治体に継続申告に係る書類として本市が交付した証明書等を提出した場合は、第9条の規定にかかわらず、証明書等が返還されたものとみなす。

(周知啓発)

第12条 市長は、多様な性自認と性的指向について、市民、事業者及び教育機関に対し、周知啓発に努めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。